

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区介護モニターについて
----	---------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

（担当部課：福祉部 介護保険課 推進係）

事業の概要

事業名	新宿区介護モニター事業 介護モニター募集
担当課	福祉部介護保険課推進係
目的	介護保険制度の改善と介護保険サービスの質の向上に資する意見等を、区民から聴取し、介護保険制度の運営の参考とし、区民の介護保険制度への理解を深めること。
対象者	新宿区に住所を有する介護保険サービス対象者又はその家族
事業内容	<p>概要</p> <p>1 目的</p> <p>介護保険制度の改善と介護保険サービス向上の一環として、以下の条件のいずれかに該当する者から層化無作為抽出により対象者を選び、介護モニターへの参加協力を行うことを目的とする。</p> <p>新宿区に居住する以下の方</p> <p>(1) 65歳以上の区民</p> <p>(2) 要支援・要介護認定を受けている区民、又はその家族</p> <p>2 実施予定</p> <p>6月中旬 募集用紙送付</p> <p>7月 回収・選定</p> <p>8月上旬 モニター決定</p> <p>3 募集方法</p> <p>対象者へ募集用紙を郵送</p> <p>4 抽出方法</p> <p>介護保険被保険者から800人を層化無作為抽出する。</p>

**件名 新宿区介護モニター事業のモニター協力者を抽出するための被保険者の
資格管理業務の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	介護保険課	利用課	介護保険課
登録業務の名称	被保険者の資格管理業務	登録業務の名称	介護モニターの運営
登録業務の目的	被保険者資格の取得・喪失管理、住所地特例者管理をする。	登録業務の目的	介護モニターから介護保険サービスの利用等について意見等の聴取及び普及啓発
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電子データ、紙	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電子データ
目的外利用を行う理由	介護モニターについて、条件に該当する対象者に協力依頼するため。		
目的外利用を行う情報項目	第1号被保険者の ① 氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 第2号被保険者の ① 氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤要支援・要介護状態区分		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電子データ		
目的外利用の時期・期間	平成23年6月7日 から平成24年3月31日まで 以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		